

出生から戸籍に記載されるまでにかかった期間

法務省民事局民事第一課

1 調査の目的

法務局においてこれまでに把握した無戸籍者のうち、出生から戸籍に記載されるまでにかかった期間とその無戸籍の状態が解消した事由（出生届を行う前に利用した裁判手続）の分析を目的とする。

2 本調査における前提条件

(1) 対象法務局

全法務局・地方法務局

(2) 調査対象者

令和3年4月10日現在で法務局において把握している無戸籍者のうち、無戸籍の状態が解消した者

3 調査結果

- 以下のとおり、出生から戸籍に記載されるまでにかかった期間が3年以内である者は、1,979名（約79.4%）、5年以内である者は、2,094名（約84.0%）であった。

	①親子関係不存在確認	②強制認知	③嫡出否認	①～③の合計	全体数
半年以内	242	372	196	810	910
半年～1年	158	247	124	529	599
1年～2年	105	110	56	271	348
2年～3年	43	44	5	92	122
3年～4年	21	26	4	51	69
4年～5年	15	18	2	35	46
5年～6年	10	8	0	18	37
6年～7年	7	15	1	23	36
7年～8年	12	11	0	23	29
8年以上	44	96	3	143	295
計	657	947	391	1995	2491

※無戸籍が解消した2,665名のうち、解消までの期間が判明しないものを除く2,491名（そのうち、（前）夫の嫡出推定が原因で無戸籍者となっていた者は2,259名）について集計（令和3年4月10日現在）

※縦軸は無戸籍者が出生から戸籍に記載されるまでにかかった期間を、横軸は無戸籍の状態が解消した事由を指す。

※全体数には、親子関係不存在確認、強制認知又は嫡出否認の裁判手続以外の過程を経て無戸籍の状態が解消した者の数も含まれている。